



熊本県公報

第11947号

平成22年10月1日(金)

(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

○生活保護世帯からの進学の「夢」応援資金貸付要項	(社会福祉課)	1
○道路の供用開始	(道路保全課)	46

公 告

○救助工作車II型の調達に係る落札者の決定	(管理調達課)	46
○土地改良区役員の退任及び就任の公告	(農村計画・技術管理課)	46
○大規模小売店舗立地法に基づく届出	(商工振興金融課)	47
○道路の位置指定の公告	(建築課)	48
○道路の位置指定の公告	(〃)	48
○平成22年度熊本県職業訓練指導員試験の合格者	(産業人材育成課)	48
○公共測量の実施	(監理課)	49

登 載 依 頼

○平成22年度熊本県スポーツ振興審議会の開催	(体育保健課)	49
------------------------	---------	----

告 示

熊本県告示第912号

生活保護世帯からの進学の「夢」応援資金貸付要項を次のように定める。

平成22年10月1日

熊本県知事 蒲島郁夫

生活保護世帯からの進学の「夢」応援資金貸付要項

熊本県生活保護世帯進学「夢」応援資金貸付要項(平成21年熊本県告示第413号)の全部を改正する。

目次

第1章 総則(第1条)

第2章 生活保護世帯からの進学の「夢」応援資金(第2条—第28条)

第3章 雜則(第29条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要項は、生活保護法(昭和25年法律第144号。以下「法」という。)による保護を受けている世帯(以下「生活保護世帯」という。)から学校教育法(昭和22年法律第26号)第83条に規定する大学、同法第108条第3項に規定する短期大学、同法第124条に規定する専修学校、同法第134条第1項に規定する各種学校、熊本県が職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第16条第1項の規定により設置する職業能力開発校又は同法第2項の規定により設置する職業能力開発短期大学校(以下「大学等」という。)に就学する者に対して、その生活費を貸し付け、安心して就学できる環境を整え、本人の「夢」の実現と自立に繋げることにより貧困の連鎖を断ち切ることを目的とした生活保護世帯からの進学の「夢」応援資金(以下「資金」という。)の貸付けに関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 生活保護世帯からの進学の「夢」応援資金

(貸付けの申請)

第2条 資金の貸付けの申請は、大学等に就学する者が行うものとする。

2 資金の貸付けを受けようとする者(以下「申請者」という。)は、その出身世帯の生計中心者を連帯借受人として立てなければならない。

3 申請者は、貸付申請書(別記第1号様式。以下「申請書」という。)に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(1) 申請者及びその者を扶養している者の世帯全員の住民票(申請者及びその者を扶養している者が外国籍の場合にあっては、外国人登録証明書)

(2) 申請者が未成年者の場合にあっては、法定代理人の貸付同意書(別記第2号様式)及び戸籍謄本

(3) 福祉事務所長の調査意見書(別記第3号様式)

(4) 奨学金を受給している場合は、それを証する書類(申請中の場合は、当該申請書類の写し)

- (5) 在学証明書又は入学の決定を証する書類
 (6) その他知事が必要と認める書類
 (貸付けの決定)
- 第3条 知事は、前条の規定による申請があったときは、速やかに必要な調査を行ったうえで、次に掲げる事項を審査し、資金の貸付けの可否及び貸付額を決定するものとする。
- (1) 借受資格の有無
 - (2) 貸付額及び貸付期間の適否
 - (3) 貸付効果の有無
 - (4) 償還の見込み
 - (5) その他貸付に関する事項
- 2 知事は、前項の規定により資金の貸付けを行うときは貸付承認通知書（別記第4号様式）により、資金の貸付けを行わないときは貸付不承認通知書（別記第5号様式）により申請者に通知するものとする。
 (借用書の提出)
- 第4条 資金の貸付決定を受けた者は、借用書（別記第6号様式）に次に掲げる書類を添えて、速やかに知事に提出しなければならない。
- (1) 資金の貸付決定を受けた者及びその連帯借受人の印鑑登録証明書
 - (2) 貸付金返済確約書（別記第7号様式）
 - (3) あて名及び貸付金の受領方法の申出書（別記第8号様式）
 - (4) 申請者本人の預金通帳の写し
 (貸付額及び貸付利率)
- 第5条 資金の貸付月額は、申請者の居住地において適用される生活保護法による保護の基準（昭和38年厚生省告示第158号）1居宅のアからウまでの第1類の表中年齢区分の欄「12歳～19歳」の項に定める額に相当する額を限度とする。
- 2 資金の貸付利率は、無利子とする。
 (貸付対象期間)
- 第6条 資金の貸付対象期間は、4年以内とする。この場合において、貸付対象期間の始期は、申請書を受け付けた日の属する月とする。
 (資金の貸付方法)
- 第7条 資金は、毎年度4月、7月、10月及び翌年1月に、それぞれ当該月を含むその後3ヶ月分を貸し付けるものとする。ただし、最初の貸付については、申請書を受け付けた日の属する月から次の貸付月の前月までの分を貸し付けるものとする。
 (調査)
- 第8条 知事は、資金の貸付け後、必要に応じて資金の使途等の調査を行うものとする。
 2 知事は、前項の調査のため、資金の貸付け後の使途等を明らかにする書類の閲覧若しくは提出を求め、又は当該職員に資金の貸付け後の使途等について、資金の貸付けを受けている者（以下「借受人」という。）、連帯借受人その他の関係人に質問させることができる。
 (増額貸付けの申請)
- 第9条 知事は、借受人のうち資金の貸付けを受けている額が当該資金の貸付けの限度額に満たない借受人に対し、当該限度額の範囲内で当該資金を増額して貸し付けることができる。
- 2 前項の規定により増額して資金の貸付けを受けようとする者（以下「増額申請者」という。）は、貸付額増額申請書（別記第9号様式）を知事に提出しなければならない。
- 3 知事は、前項の規定による申請があったときは、速やかに必要な調査を行ったうえで、第3条第1項に掲げる事項を審査し、貸付額の増額の可否及び貸付額を決定するものとする。
- 4 知事は、前項の規定により貸付額の増額を行うときは貸付額増額承認通知書（別記第10号様式）により、貸付額の増額を行わないときは貸付額増額不承認通知書（別記第11号様式）により増額申請者に通知するものとする。
 (減額貸付けの申出)
- 第10条 知事は、借受人からの貸付額の減額の申出を受けたときは、当該申出に従って貸付額を決定し、貸付額減額決定通知書（別記第12号様式）により当該申出をした借受人に通知するものとする。
 (異動等の届出)
- 第11条 借受人、資金の貸付けを受けた者（以下「償還人」という。）又は連帯借受人は、次の各号のいずれかに該当したときは、それぞれ当該各号に定める書類により速やかに知事に届け出なければならない。
- (1) 住所、氏名又は貸付金の振込口座を変更したとき。 住所、氏名、振込金融機関変更届（別記第13号様式）、あて名及び貸付金の受領方法の申出書及び借受人の預金通帳の写し
 - (2) 死亡したとき。 死亡届（債務承認書）（別記第14号様式）
 - (3) 休学又は復学をしたとき。 休学・復学届（別記第15号様式）
 - (4) 償還金振替口座の変更又は廃止をするとき。 償還金口座振替（変更・廃止）届（別記第16号様式）
- (連帯借受人変更の申請)
- 第12条 借受人又は償還人は、連帯借受人を変更する必要があるときは、連帯借受人変更申請書（別記第17号様式）を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定による申請を承認したときは連帯借受人変更承認通知書（別記第18号様式）により、承認しないときは連帯借受人変更不承認通知書（別記第19号様式）により借受人又は償還人に通知するものとする。

（在学等の届出）

第13条 借受人は、毎年4月1日から4月30日までの間に在学等届（別記第20号様式）を、毎年9月1日から9月30日までの間に就学状況等調査書（別記第21号様式）を知事に提出しなければならない。

（貸付辞退の申出）

第14条 借受人は、貸付けを辞退しようとするときは、貸付辞退申出書（別記第22号様式）により知事に申し出ることができる。

2 知事は、前項の規定による申出を受けたときは、将来に向かってその貸付けを取り消すものとする。

（貸付の停止及び減額）

第15条 知事は、借受人の収入の状況、休学等により必要と認めたときは、貸付けを停止し、又は貸付額を減額できるものとする。この場合において、知事は、貸付けの停止又は貸付額の減額を行う2か月前までに、貸付停止通知書（別記第23号様式）又は貸付額減額決定通知書により、借受人に通知するものとする。

2 知事は、前項の規定による貸付けの停止を行った場合で、借受人の申出により必要と認めたときは、貸付けの再開を決定することができるものとする。この場合において、知事は、貸付再開通知書（別記第24号様式）により、借受人に通知するものとする。

（貸付けの取消）

第16条 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に掲げる事由が生じた日の属する月の翌月から貸付けを取り消すものとする。

(1) 借受人が死亡し、又は大学等を退学したとき。

(2) 借受人がやむを得ない事情がないにもかかわらず、この要項に定める書類の提出を怠ったとき。

(3) 借受人が第8条第1項に規定する調査への協力を行わなかったとき。

(4) 借受人が他の施策による生活資金の給付を受けることになったとき。

(5) 借受人の出身世帯が生活保護から自立したとき、消滅したとき、又は県外に転出したとき（出身世帯の経済状況等を考慮し、貸付けを継続することが世帯の自立につながると知事が認めた場合を除く。）。

2 知事は、前項の規定による取消をしたときは、貸付取消通知書（別記第25号様式）により当該取消に係る者に通知するものとする。

（貸付けの資格喪失の届出）

第17条 借受人は、前条第1項第1号又は第4号に掲げる貸付取消事由のいずれかが生じたときは、貸付資格喪失届（別記第26号様式）により遅滞なく知事に届け出なければならない。ただし、借受人が死亡したときは、同居の親族又は連帯借受人が届け出なければならない。

2 知事は、前項の貸付資格喪失届を受理したときは、貸付取消通知書により借受人に通知するものとする。

（終了報告）

第18条 借受人は、大学等を卒業後（退学した場合にあっては、退学後）、速やかにその旨を知事に報告しなければならない。

（据置期間）

第19条 資金の償還の据置期間は、その貸付けを終了した日の属する月の翌月から6か月を経過する日の属する月までとする。

（償還期間）

第20条 資金の償還期間は、据置期間経過後貸付を受けた期間の5倍に相当する期間以内とする。

2 知事は、据置期間の開始日から3か月後を目処として、償還開始のお知らせ（借受人用）（別記第27号様式）を借受人に、償還開始のお知らせ（連帯借受人用）（別記第28号様式）を連帯借受人に送付するものとする。

（納期限）

第21条 資金の償還期日は、月賦の場合は毎月末日、半年賦の場合は毎年6月末日及び12月25日、年賦の場合は毎年12月25日とする。ただし、月の末日及び12月25日が銀行の休業日の場合は、次の最初の銀行営業日とする。

2 前項の規定にかかわらず、半年賦又は年賦の場合において、償還人の申出により知事が別に期日を指定したときは、その指定した期日を償還期日とする。

（償還金支払猶予の申請）

第22条 知事は、前条の規定にかかわらず、償還人に対し、償還金の支払を猶予することができる。

2 債還人は、災害、盗難、疾病、負傷その他やむを得ない理由により償還金の支払猶予を受けようとするときは、償還金支払猶予申請書（別記第29号様式）に償還期日内に償還金を支払うことが著しく困難になったことを証する書類を添えて、知事に提出しなければならない。

3 知事は、前項の規定による申請を承認するときは償還金支払猶予承認通知書（別記第30号様式）により、承認しないときは償還金支払猶予不承認通知書（別記第31号様式）により当該申請をした債務人に通知するものとする。

4 知事は、第2項に規定する申請を承認したときは、当該承認に係る支払猶予期間が満了する15日前までに、償還再開のお知らせ（別記第32号様式）を送付するものとする。

（償還方法等変更の申請）

第23条 債還人は、償還期間又は償還金の償還方法を変更しようとするときは、償還方法等変更申請書（別記第33号様式）を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項に規定する申請を承認するときは償還方法等変更承認通知書（別記第34号様式）により、承認しないときは償還方法等変更不承認通知書（別記第35号様式）により当該申請をした債務人に通知するものとする。

（借用書の改定）

第24条 貸付けを辞退し、若しくは停止された者又は連帯借受人の変更、貸付額の増額若しくは減額若しくは償還金の支払猶予等の承認を受けた者は、速やかに内容を変更した借用書を新たに作成し、知事に提出しなければならない。

（線上償還の申出）

第25条 債還金の線上償還をしようとする者は、線上償還申出書（別記第36号様式）により知事に申し出るものとする。

（遅延利息）

第26条 知事は、債務人が債務期日までに債務を支払わなかったときは、延滞した債務の額につき年10.75パーセントの割合で債務期日から支払当日までの日数により計算した遅延利息を徴収する。ただし、当該債務期日に支払わないことにつき、第22条第3項の規定により債務支払猶予の承認を受けた場合は、この限りでない。

（督促）

第27条 知事は、債務人が債務を納期限までに納入しないときは、速やかに当該債務人に対して債務督促状（別記第37号様式）を発行するものとする。

2 知事は、督促状に定める納期限までに債務の納入がないときは、債務人及び連帯借受人にに対する督促状の発行の日から15日以内の適宜の日を納期限とする債務督促状（別記第38号様式）を発行するものとする。

3 知事は、督促状に定める納期限までに債務の納入がないときは、連帯借受人に債務の支払を請求するものとする。

（借用書の返還等）

第28条 知事は、貸付金の債務を完了した者に対し、債務完了通知書（別記第39号様式）によりその旨を通知するとともに、当該貸付金に係る借用書を返還するものとする。

第3章 雜則

（雑則）

第29条 この要項の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要項は、平成22年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要項の施行の際現にこの要項による改正前の熊本県生活保護世帯進学「夢」応援資金貸付要項の規定により提出されている申請書は、この要項による改正後の生活保護世帯からの進学の「夢」応援資金貸付要項の相当規定により提出された申請書その他の書類とみなす。

3 この要項の施行の際現にこの要項による改正前の熊本県生活保護世帯進学「夢」応援資金貸付要項の規定により立てられている連帯保証人は、この要項による改正後の生活保護世帯からの進学の「夢」応援資金貸付要項の相当規定により立てることとされている連帯借受人とみなす。

別記第1号様式(第2条関係)

貸付申請書

年 月 日申請

熊本県知事 様

関係書類を添えて、生活保護世帯からの進学の「夢」応援資金の貸付を申請します。

申請金額 円

(内訳 : 月額 円 × 月分)

(貸付期間: 年 月から 年 月)

申請者氏名 印

連帯借受人氏名 印

申請者

フリガナ		性別		
氏名		生年月日(年齢)	年 月 日生(歳)	
住所	(〒 -)			
電話番号				
学校等名		学部学科名	学年	年
学校等住所				

貸付が決定した場合の貸付金振込用の金融機関口座の有無(申請者本人の口座に限る)
※「無」の場合は、貸付決定後速やかに口座の開設をしていただく必要があります。

1 有 2 無

※申請者が未成年者の場合、法定代理人について、以下に記入(両親がいる場合は、父母双方について記入)

フリガナ		生年月日(年齢)	年 月 日生(歳)
氏名		申請者との続柄	
フリガナ		生年月日(年齢)	年 月 日生(歳)
氏名		申請者との続柄	

連帯借受人(申請者の出身世帯における生計中心者)

フリガナ		生年月日(年齢)	年 月 日生(歳)
氏名		申請者との続柄	
住所	(〒 -)		
電話番号			
勤務先等名(業務等内容)	(内容:)		

就学費用の工面方法(学業に専念できる状況にあることの確認。以下の該当する項目に○印等を記入)

授業料減免(内容:)		修学資金借入(この場合、以下に内容を記入)	
アルバイト(内容:)		借入先	
その他		借入金の種類	
その他に該当する場合、内容を以下に記入		借入金額	
		償還月額	

償還

償還方法	1.年賦(月払) 2.半年賦(月及び 月払) 3.月賦
償還期間	1.借入期間の5倍の期間 2.借入期間の5倍未満の期間(内容: ヶ月間)
払込方法	1.口座引き落とし 2.納入通知書

進学によって叶えたい「夢」と償還に対する考え方

叶えたい「夢」

償還に対する考え方

家族の状況(申請者以外)

氏名	続柄	生年月日(年齢)	同・別居	勤務先・学校名等
		年 月 日生(歳)		
		年 月 日生(歳)		
		年 月 日生(歳)		
		年 月 日生(歳)		
		年 月 日生(歳)		

申請者の現住所の付近見取図

福祉事務所 使用欄	受付日(又は受付印)	県本庁 使用欄	受付日(又は受付印)	管理番号
--------------	------------	------------	------------	------

別記第2号様式(第2条関係)

法定代理人の貸付同意書

年 月 日

熊本県知事 様

法定代理人の住所

氏名

印

法定代理人の住所

氏名

印

私は、下記の者が別添貸付申請を行うことに同意します。

記

1 貸付申請者

住所

氏名

(年 月 日生)

2 貸付申請金額

金

円

※ 両親がいる場合、法定代理人は父母双方について記入してください。

別記第3号様式(第2条関係)

福祉事務所長の調査意見書

年 月 日

熊本県知事 様

申請者及び出身世帯等の状況並びに本制度の活用の適否に関する意見については以下のとおりです。

福祉事務所長

印

(担当者職・氏名)

3

申請者

フリガナ		性別			
氏名		生年月日(年齢)	年 月 日生(　歳)		
住所	(〒 -)				
電話番号	※確実な連絡先				
学校等名		学部学科名		学年	年

※申請者が未成年者の場合、法定代理人について、以下に記入(両親がいる場合は、父母双方について記入)

フリガナ		生年月日(年齢)	年　月　日生(　　歳)
氏名		申請者との続柄	
住所	(〒　　-　　)		
電話番号	※確実な連絡先		
勤務先等名(業務等内容)		(内容:)	
フリガナ		生年月日(年齢)	年　月　日生(　　歳)
氏名		申請者との続柄	
住所	(〒　　-　　)		
電話番号	※確実な連絡先		
勤務先等名(業務等内容)		(内容:)	

家族の状況(申請者以外)

氏名	続柄	年齢	勤務先・学校名等(※無職の場合で傷病等があれば記入)

生活保護の受給について

保護の開始理由	1.世帯主の傷病 2.世帯員の傷病 3.稼働収入減 4.稼働者の死亡、離別 5.その他(内容:)
受給歴	年 月から受給開始
直近の扶助費(支給額)	年 月分支給額 円
稼働収入	月平均 円 (内訳:)
稼働収入以外の収入	無・有(内容:)

申請者の生活態度、健康状態、向学心、就学費用の工面、卒業後の進路及び償還見込(期待度)について

生活態度	
健康状態	
向学心	
就学費用の工面	
卒業後の進路	
償還見込(期待度)	

貸付についての福祉事務所の総合意見

- 1.本制度の活用による自立助長等の効果が大いに期待できることから貸付は適当
- 2.本制度の活用による自立助長等の効果はあまり期待できないことから貸付は不適当

別記第4号様式(第3条関係)

貸付承認通知書

第 号
年 月 日

様

熊本県知事 印

先に申請のありました生活保護世帯からの進学の「夢」応援資金の貸付けについては、下記のとおり承認しましたので通知します。

なお、借用書に必要事項を記入し、実印を押印のうえ印鑑登録証明書を添付して提出してください。

記

1 資金の種類 生活資金

2 貸付決定番号 第 号

3 貸付決定金額 金 円

4 貸付期間

年 月から 年 月まで

5 償還期間

年 月から 年 月まで

6 償還方法

7 1回当たりの償還額

金 円

問い合わせ先

所属名

電話番号

別記第5号様式(第3条関係)

貸付不承認通知書

第 号
年 月 日

様

熊本県知事 印

年 月 日付けで申請のありました生活保護世帯からの進学の「夢」応援資金の貸付けについては、下記の理由により不承認としましたので通知します。

記

- 1 資金の種類 生活資金
- 2 申請金額 金 円
- 3 不承認の理由

問い合わせ先

所属名

電話番号

別記第6号様式(第4条関係)

借用書

資金の種類	生活資金	貸付番号	第 号
借用金額	円	月 額	円
利 子	無利子	備 考	
据置期間	年 月 ~	年 月	
貸付金交付期間	年 月 ~	年 月	
償還期間	年 月 ~	年 月	
償還方法		1回の償還額	

上記のとおり借用します。

ついては、生活保護世帯からの進学の「夢」応援資金貸付要項の定めるところに従い滞納にならないよう誠実に返済します。

年 月 日

借 受 人 住所
氏名 印

借受人の 住所
法定代理人 氏名 印

借受人の 住所
法定代理人 氏名 印

連帯借受人 住所
氏名 印

熊本県知事 様

注 1 住所及び氏名は、各自が御自身で書いてください。

2 借受人、法定代理人及び連帯借受人は、市町村長の発行する印鑑登録証明書を添付してください。

3 両親がいる場合、法定代理人は父母双方について記入してください。

別記第7号様式(第4条関係)

貸付金返済確約書

年 月 日

熊本県知事 様

借受人住所

氏名

印

連帯借受人住所

氏名

印

私は、生活保護世帯からの進学の「夢」応援資金を借り受けましたが、貸付対象期間の終了後、次のとおり確実に償還することを誓約します。

記

1 資金の種類 生活資金

2 貸付番号 第 号

3 貸付額 合計 円

4 償還計画

償還期間 年 月から 年 月まで

償還方法

1回当たりの償還金額 金 円

別記第8号様式(第4条関係)

あて名及び貸付金の受領方法の申出書

年 月 日

申出区分 1:新規 2:変更

(1) 申出者

住所	〒(-)	TEL ()
(漢字)氏名	印	
(カナ)氏名		

(2) 貸付金の受領方法

受領方法 01 口座振替払

(3) 預金口座(一般)

金融機関・支所支店名								種目	1普通	2当座	
金融機関コード								口座番号			
口座名義人(カナ)											

注意事項

- 今後、本県からのお支払いは、申出のとおりに取扱いますので御了承ください。(なお、本県からの最終支払日から3年が経過しますと、本申出内容は無効となります。)
- 記入は、ペン又はボールペン(黒色又は青色)を使用し、楷書で記入してください。

記入方法

(1) 申出者

- 「住所」及び「氏名」(漢字・カナ欄)を記入し、借用書に使用した実印を押印してください。

(2) 貸付金の受領方法

- 「01:口座振替払」とは、本県が支払う代金等を皆様の預金口座に直接振り込むことをいいます。
この場合、皆様の預金口座には、県の支払所属が表示されます。

(3) 預金口座(一般)

- 記入にあたっては、預金通帳を確かめて口座名義人欄は必ず「カナ」で記入してください。
- 金融機関は、「銀行」「信用金庫」「信用組合」「労働金庫」「県信連」「農協」のうちから指定してください。

別記第9号様式(第9条関係)

貸付額増額申請書

年 月 日

熊本県知事 様

借受人住所	
借受人氏名	印
法定代理人住所	
法定代理人氏名	印
法定代理人住所	
法定代理人氏名	印
連帯借受人住所	
連帯借受人氏名	印

下記のとおり生活保護世帯からの進学の「夢」応援資金貸付額の増額を申請します。

記

- 1 資金の種類 生活資金
- 2 貸付番号 第 号
- 3 現在の貸付決定額 合計 円
(月額 円) × (年 箇月)
- 4 受領済額 合計 円
- 5 増額後の貸付額 合計 円 (月額 円)
- 6 金額を増額する理由

※ 両親がいる場合、法定代理人は父母双方について記入してください。

別記第10号様式(第9条関係)

貸付額増額承認通知書

第 号
年 月 日

様

熊本県知事 印

年 月 日付けで申請のありました生活保護世帯からの進学の「夢」応援資金の貸付額の増額については、下記のとおり承認しましたので通知します。

なお、貸付額等が変わりますので、新しい借用書を提出してください。

記

1 資金の種類 生活資金
2 貸付番号 第 号

3 現在の貸付決定額 合計 円(月額) 円)

4 変更後の貸付額 合計 円(月額) 円)

5 増額の期間

年 月 貸付分から 年 月 貸付分まで

問い合わせ先

所属名

電話番号

別記第11号様式(第9条関係)

貸付額増額不承認通知書

第 号
年 月 日

様

熊本県知事 印

年 月 日付けで申請のありました生活保護世帯からの進学の「夢」応援資金の貸付額の増額については、下記の理由により不承認としましたので通知します。

記

- 1 資金の種類 生活資金
- 2 貸付番号 第 号
- 3 不承認の理由

問い合わせ先

所属名

電話番号

別記第12号様式(第10条関係)

貸付額減額決定通知書

第 号
年 月 日

様

熊本県知事 印

年 月 日 付けで申出のありました生活保護世帯からの進学の「夢」応援資金の貸付額の減額については、下記のとおり決定しましたので通知します。

なお、貸付額等が変わりますので、新しい借用書を提出してください。

記

- 1 資金の種類 生活資金
2 貸付番号 第 号

3 現在の貸付決定額 合計 円(月額) 円)

4 変更後の貸付額 合計 円(月額) 円)

5 減額の期間

年 月 貸付分から 年 月 貸付分まで

問い合わせ先

所属名

電話番号

別記第13号様式(第11条関係)

住所、氏名、振込金融機関変更届

資金の種類	生活資金			貸付番号		
変更年月日		年 月 日				
氏 名	フリガナ					
	新氏名					
住 所	フリガナ					
	旧氏名					
金融 機 関	新住所			電話		
	旧住所			電話		
	新金融機関名	新支店名		金融機関コード		支店コード
	振込口座番号	1普通 2当座				
	口座名義人(カナ)					
旧金融機関名	旧支店名		旧口座番号			

上記のとおり住所、氏名、振込金融機関の変更を届け出ます。

年 月 日

氏名

印

熊本県知事 様

別記第14号様式(第11条関係)

死 亡 届(債務承認書)

年 月 日

熊本県知事 様

届出入住所

氏名

印

借受人(償還人)との続柄

下記のとおり生活保護世帯からの進学の「夢」応援資金の借受人(償還人)が死亡しましたので、お届けします。

なお、今後は私が債務の全額を引き受け、償還することを誓約します。

記

- 1 資金の種類 生活資金
- 2 貸付番号 第 号
- 3 借受人又は償還人氏名 (年 月 日生)
- 4 借受人又は償還人死亡年月日 年 月 日死亡
- 5 現在の借受金額 合計 円
- 6 現在の未償還額 合計 円

別記第15号様式(第11条関係)

休 学 ・ 復 学 届

年 月 日

熊本県知事 様

借受人住所

氏名

印

下記のとおり(休学・復学)しましたのでお届けします。

記

- 1 貸付番号 第 号
- 2 学校名
- 3 児童(子)の氏名
(休学する場合)
- 4 休学(予定)期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 5 休学時の学年 年
- 6 貸付金受領済額 金 円(年 月分から 年 月分まで)
- 7 理由
(復学する場合)
- 8 復学年月日 年 月 日
- 9 復学の学年 年

上記のとおり(休学・復学)したことを証明します。

年 月 日

学校長 印

別記第16号様式(第11条関係)

償還金口座振替(変更・廃止)届

(金融機関名)

御中

※ 年 月 日届出

※貸付番号	夢	資金種類			貸付番号					
	1	生活資金								
資金の償還人 (納付義務者)	住所		郵便番号(-)			電話番号(- - -)				
	フリガナ								印	
	氏名									
指定口座 名義人	フリガナ					お届印		印		
	氏名									
(旧) ※指定口座	金融機関・支所支店名						種目	1普通	2当座	
	金融機関コード						口座番号			
(新) ※指定口座	金融機関・支所支店名						種目	1普通	2当座	
	金融機関コード						口座番号			
※振替 (変更・廃止)月	平成		年		月分より					

(注)1 振替口座の「変更」か「廃止」か、該当する方に○を付けてください。

2 口座振替の変更・廃止は、届出の翌月からとなります。

3 ※印は金融機関等で記入します。

別記第17号様式(第12条関係)

連帯借受人変更申請書

年 月 日

熊本県知事 様

申請者住所

氏名

印

下記のとおり連帯借受人の変更を申請します。

記

1 資金の種類 生活資金

2 貸付番号 第 号

3 貸付金額 金 円(うち償還済額 円)

4 現在の連帯借受人

住所

氏名 (年 月 日生)

5 変更後の連帯借受人

住所 自宅の電話番号

氏名 (年 月 日生)

申請者との続柄

職業・勤務先名

勤務先の電話番号

6 変更の理由

上記のとおり連帯して借り受けます。

新連帯借受人住所

氏名

印

別記第18号様式(第12条関係)

連帯借受人変更承認通知書

第 号
年 月 日

様

熊本県知事 印

年 月 日付けで申請のありました生活保護世帯からの進学の「夢」応援資金に係る連帯借受人の変更については、下記のとおり承認しましたので通知します。

なお、連帯借受人が変わりますので、新しい借用書を提出してください。

記

1 資金の種類 生活資金

2 貸付番号 第 号

3 旧連帯借受人

住所

氏名 (年 月 日生)

4 新連帯借受人

住所

氏名 (年 月 日生)

問い合わせ先

所属名

電話番号

別記第19号様式(第12条関係)

連帯借受人変更不承認通知書

第 号
年 月 日

様

熊本県知事 印

年 月 日付けで申請のありました生活保護世帯からの進学の「夢」応援資金に係る連帯借受人の変更については、下記の理由により不承認としましたので通知します。

記

- 1 資金の種類 生活資金
- 2 貸付番号 第 号
- 3 不承認の理由

問い合わせ先

所属名

電話番号

別記第20号様式(第13条関係)

在学等届

年 月 日

熊本県知事 様

住所

氏名

印

現在の状況を下記のとおり届け出ます。

記

1 借受者住所及び氏名

住所

氏名

2 資金の種類及び貸付番号

資金の種類 生活資金

貸付番号

3 就学者氏名、生年月日

(年 月 日 生)

4 学部(科)名・学年

() 科 学年 年

5 出席状況又は単位等取得状況(※証明が可能なものについて記載)

① 出席状況

前年度の要出席日数 日

前年度の実出席日数 日

② 単位等取得状況

前年度の単位等取得状況 良好 ・ その他(内容:)

6 月謝等の納入状況(○を付けてください。)

滞納なし

滞納あり (力月分)

7 奨学金の状況(○を付けてください。)

受けている (資金名)

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

学校長名

印

別記第21号様式(第13条関係)

就学状況等調査書

年 月 日

熊本県知事 様

学校名

印

下記の者の本年9月1日現在の就学状況等について本書のとおり証明します。

記

就学者氏名、生年月日	(年 月 日 生)
学部(科)名・学年	()科 学年 年
日本学生支援機構等 奨学金の借入状況	<ul style="list-style-type: none">・借入していない・借入している(奨学金名:) (借入開始: 年 月分から)
授業料減免状況	<ul style="list-style-type: none">・減免受けていない・減免受けている
授業料滞納状況	<ul style="list-style-type: none">・滞納なし・滞納あり(か月分)
備 考	

別記第22号様式(第14条関係)

貸付辞退申出書

届出日 年 月 日

熊本県知事 様

住所

氏名

印

私は、次のとおり生活保護世帯からの進学の「夢」応援資金の貸付けを辞退します。

資金の種類	生活資金	貸付番号	
貸付決定金額	円(月額)	円)	
貸付金 受領済額	年 月分から 年 月分まで(年 力月間)		
合計	円		
辞退時期	年 月分から		
辞 退 の 理 由			

別記第23号様式(第15条関係)

貸付停止通知書

第 号
年 月 日

様

熊本県知事 印

あなたに貸し付けております生活保護世帯からの進学の「夢」応援資金貸付金は、下記のとおり貸付停止となりましたので通知します。

なお、貸付金額等が変わりますので、新しい借用書を提出していただくようお願ひします。

記

- 1 資金種類 生活 資金
- 2 貸付番号 第 号
- 3 貸付停止時期 平成 年 月分から
- 4 今までに貸し付けた金額 金 円
- 5 償還方法
- 6 償還期間
平成 年 月から平成 年 月まで(年 月間)
- 7 1回当たりの償還金額 金 円
- 8 貸付停止の理由

問い合わせ先

所属名

電話番号

別記第24号様式(第15条関係)

貸付再開通知書

第 号
年 月 日

様

熊本県知事 印

平成 年 月 日付け 第 号により貸付けを停止しておりましたが、下記のとおり、貸付けを再開しましたので通知します。

記

1 資金種類 生活資金

2 貸付決定番号 第 号

3 現在までの貸付金額

総額 金 円(月額) 円× カ月分)

4 貸付再開年月

平成 年 月分から

5 今後の貸付予定額

総額 金 円(月額) 円× カ月分)

問い合わせ先

所属名

電話番号

別記第25号様式(第16条関係)

貸付取消通知書

第 号
年 月 日

様

熊本県知事 印

年 月 日付け 第 号で貸付決定しました生活保護世帯からの進学の「夢」応援資金
については、下記のとおり貸付決定を取り消しましたので通知します。

記

- 1 資金の種類 生活資金
- 2 貸付決定番号 第 号
- 3 貸付決定金額 金 円
- 4 貸付決定取消しの理由

問い合わせ先

所属名

電話番号

別記第26号様式(第17条関係)

貸付資格喪失届

届出日 年 月 日

熊本県知事 様

住所

氏名

印

私は、次のとおり生活保護世帯からの進学の「夢」応援資金の貸付けを受ける資格がなくなりましたので、お届けします。

資金の種類	生活資金		貸付番号											
資格喪失年月日														
資格喪失の理由														
貸付決定金額	円(月額)													
貸付金受領済額	年 月分から													
	年 月分まで(年 力月間)													
合計	円													
要返納額	円(箇月分)													
償還	償還方法	1 年賦		2 半年賦		3 月賦								
	据置期間	年 月 ~		年 月(年 箇月)										
	償還期間	年 月 ~		年 月										
備考														

別記第27号様式(第20条関係)

償還開始のお知らせ(借受人用)

第 号
年 月 日

様

熊本県知事

平成 年 月よりあなたに貸付けてきました生活保護世帯からの進学の「夢」応援資金は、下記のとおり償還期間が始まりますので、あらかじめお知らせします。

記

1 償還期間等

別紙「償還計画表」のとおり

2 その他

納期までに納入が困難と思われるときは、下記の問い合わせ先まで事前に連絡を頂くようお願いします。

提出先・問い合わせ先

所属名

電話番号

別記第28号様式(第20条関係)

償還開始のお知らせ(連帯借受人用)

第 号
年 月 日

様

熊本県知事

平成 年 月より 様に貸し付けてきました生活保護世帯からの進学の「夢」応援資金は、下記のとおり償還期間が始まりますので、あらかじめお知らせします。

なお、償還に関するお問い合わせ等は、下記の問い合わせ先までお願いします。

記

1 債還期間等

別紙「償還計画表」のとおり

問い合わせ先

所属名

電話番号

別記第29号様式(第22条関係)

償還金支払猶予申請書

年 月 日

熊本県知事 様

申請者住所

氏名

印

下記のとおり生活保護世帯からの進学の「夢」応援資金償還金の支払を猶予してくださるよう申請します。

記

1 資金の種類 生活資金

2 貸付番号 第 号

3 現在の償還期間及び償還方法

年 月から 年 月まで 回払い(年賦、半年賦、月賦)

4 支払の猶予を申請する期間

年 月分から 年 月分まで(年 箇月間)

5 猶予の理由

(具体的理由)

注意事項

「支払猶予」とは、償還期間を延長するのではなく、当該申請期間の支払いのみを先送りするものであり、償還期間そのものを延長するものではありませんので、御注意願います。

別記第30号様式(第22条関係)

償還金支払猶予承認通知書

第 号
年 月 日

様

熊本県知事 印

年 月 日付けで申請のありました生活保護世帯からの進学の「夢」応援資金に係る償還金の支払猶予については、下記のとおり承認しましたので通知します。

記

1 資金の種類 生活資金

2 貸付番号 第 号

3 償還期間

年 月から 年 月まで 回払い

4 支払いを猶予する期間

年 月分から 年 月分まで(年 箇月間)

注意事項

「支払猶予」とは、償還期間を延長するのではなく、当該申請期間の支払いのみを先送りするものであり、償還期間そのものを延長するものではありませんので、御注意願います。

問い合わせ先

所属名

電話番号

別記第31号様式(第22条関係)

償還金支払猶予不承認通知書

第 号
年 月 日

様

熊本県知事 印

年 月 日付けで申請のありました生活保護世帯からの進学の「夢」応援資金に係る償還金の支払猶予については、下記の理由により不承認としましたので通知します。

記

- 1 資金の種類 生活資金
- 2 貸付番号 第 号
- 3 不承認の理由

問い合わせ先

所属名

電話番号

別記第32号様式(第22条関係)

償還再開のお知らせ

第 号
年 月 日

様

熊本県知事

平成 年 月 日付け 第 号で承認しました生活保護世帯からの進学の「夢」応援資金に係る償還金の支払猶予期間については、平成 年 月で満了しますので、あらかじめお知らせします。

なお、今後は別紙「償還計画表」のとおり償還していただきますので、償還金の準備をお願いします。

記

1 資金種類 生活資金

2 貸付番号 第 号

3 償還期間

平成 年 月から平成 年 月まで 回払い

4 支払いを猶予した期間

平成 年 月分から平成 年 月分まで(年 箇月間)

5 償還再開時期

平成 年 月分償還金から

問い合わせ先

所属名

電話番号

別記第33号様式(第23条関係)

償還方法等変更申請書

年 月 日

熊本県知事 様

申請者住所

氏名

印

生活保護世帯からの進学の「夢」応援資金の償還方法等の変更について、下記のとおり申請します。

記

1 資金の種類 生活資金

2 貸付番号 第 号

3 変更後の償還期間

年 月から 年 月まで(年 箇月間)

4 変更後の償還方法

年賦(月払い)、半年賦(月、 月払い)、月賦

5 変更する理由

別記第34号様式(第23条関係)

償還方法等変更承認通知書

第 号
年 月 日

様

熊本県知事 印

年 月 日付けで申請のありました生活保護世帯からの進学の「夢」応援資金の償還方法等の変更については、下記のとおり承認しましたので通知します。

なお、今後は別紙「償還計画表」のとおり償還していただくことになりますので、償還金の準備をお願いします。

記

1 資金の種類 生活資金

2 貸付番号 第 号

3 変更後の償還期間

年 月から 年 月まで(年 か月間)

4 変更後の償還方法

年賦(月払い)、半年賦(月、 月払い)、月賦

1回当たりの支払金額 金 円

5 債還方法等を変更する月

年 月分から

問い合わせ先

所属名

電話番号

別記第35号様式(第23条関係)

償還方法等変更不承認通知書

第 号
年 月 日

様

熊本県知事 印

年 月 日付けで申請のありました生活保護世帯からの進学の「夢」応援資金の償還方法等の変更については、下記の理由により不承認としましたので通知します。

記

- 1 資金の種類 生活資金
- 2 貸付番号 第 号
- 3 不承認の理由

問い合わせ先
所属名
電話番号

別記第36号様式(第25条関係)

繰上償還申出書

年 月 日

熊本県知事 様

住所

氏名

印

下記のとおり生活保護世帯からの進学の「夢」応援資金の繰上償還をしたいので申し出ます。

記

- 1 資金の種類 生活資金
- 2 貸付番号 第 号
- 3 貸付決定額 金 円
- 4 今までに償還した額 金 円
- 5 今回繰上償還する額 金 円
(年 月分から 年 月分まで 年 箇月分の償還金)

別記第37号様式(第27条関係)

償還金督促状

第 号
年 月 日

様

熊本県知事 印

あなたに貸付けております生活保護世帯からの進学の「夢」応援資金の償還金が、下記のとおり滞納となっておりますので、 年 月 日までに必ず納入してください。

なお、事情により納入できない場合は、下記の問い合わせ先まで連絡をいただきますようお願いします。

記

1 資金の種類	生活資金	
2 貸付番号	第 号	
3 貸付金額	円(月額)	円)
4 滞 納 額	年 月 分 金	円

※注意事項

- 1 一時に支払えないとき又はやむを得ず納入することができないときは、指定納期限までに下記の問い合わせ先まで連絡してください。
- 2 納入通知書の納期限までに納入されなかった延滞元金額については、年率10.75パーセントの割合で納入された日までの日数により計算した遅延利息を徴収することになります。
- 3 本督促状がお手元に届く前に、既に納入されているときは、行き違いになっておりますので御了承ください。

問い合わせ先

所属名

電話番号

別記第38号様式(第27条関係)

償還金催告状

第 号
年 月 日

様

熊本県知事 印

あなたに貸付けております生活保護世帯からの進学の「夢」応援資金の償還金が、下記のとおり滞納となっておりますので、 年 月 日までに必ず納入してください。

なお、納期限までに納入しない場合は、連帯借受人に償還金の支払を請求しますので御了承ください。

また、事情により納入できない場合は、下記の問い合わせ先まで連絡をいただきますようお願いします。

記

- 1 資金の種類 生活資金
- 2 貸付番号 第 号
- 3 貸付額 円(月額) 円
- 4 滞 納 額 年 月分 金 円

問い合わせ先

所属名

電話番号

別記第39号様式(第28条関係)

償還完了通知書

第 号
年 月 日

様

熊本県知事 印

下記の生活保護世帯からの進学の「夢」応援資金については、 年 月の支払をもって、
返済が完了されましたのでお知らせします。
なお、契約時に提出されました借用書をお返しします。

記

- 1 資金の種類 生活資金
- 2 貸付番号 第 号
- 3 貸付金額 円

問い合わせ先

所属名

電話番号

熊本県告示第913号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成22年10月1日から60日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成22年10月1日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路 線 名	供 用 を 開 始 す る 区 間	延 長 (メートル)	備 考
主要地方道	玉名立花線 (玉名山鹿線と重複)	玉名市両迫間字龍王田 279番1地先から 同市玉名字堀添 309番1地先まで	1,140.0	地基創改（改築に伴う拡幅）

2 供用を開始する期日 平成22年10月1日

公 告

熊本県公告第539号

特定調達契約につき一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則（平成7年熊本県規則第51号）第11条の規定により、次のとおり公告する。

平成22年10月1日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 落札に係る物品等の名称及び数量

救助工作車II型 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

熊本県出納局管理調達課契約班

郵便番号862-8570 熊本市水前寺六丁目18番1号

3 落札者を決定した日

平成22年8月25日

4 落札者の名称及び住所

野々村ポンプ株式会社

熊本市神水二丁目6番7号

5 落札金額

53,865,000円（うち消費税及び地方消費税の額2,565,000円）

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札公告日

平成22年7月9日

熊本県公告第540号

玉名市に事務所を置く玉名平野土地改良区の役員が次のとおり退任及び就任した旨の届出があつたので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により公告する。

平成22年10月1日

熊本県知事 蒲島郁夫

役職名	氏 名	住 所
退任		
理事	浦田 勝	玉名市岱明町野口2077番地2
理事	田畠 久吉	玉名市伊倉南方1270番地2
理事	小山 勝良	玉名市横田366番地1
理事	嶋村 勝博	玉名市小島1078番地
理事	蓑田 凱彰	玉名市大浜町2424番地
理事	池本 吉秋	玉名市大浜町3382番地
理事	小山 博幸	玉名市両迫間1035番地
理事	田上 二男	玉名市滑石1726番地1
理事	井上 陽一	玉名市滑石3039番地2

理事	外田 浩	玉名市岱明町高道 4 9 8 番地 1
理事	岡本 光次	玉名市岱明町鍋 1 7 3 2 番地
理事	北川 康幸	玉名市岱明町浜田 2 8 3 6 番地 3
理事	木村 忠之	玉名市横島町横島 9 3 8 1 番地
理事	平川 信行	玉名市横島町横島 4 8 5 5 番地
理事	上村 忠廣	玉名市横島町横島 8 8 0 4 番地
理事	森山 重則	玉名市横島町大園 3 1 番地
理事	薄田 一敏	玉名市横島町共栄 4 0 4 番地 1
理事	吉田 廣明	玉名市天水町小天 6 5 6 8 番地 1
理事	上土井 博文	玉名市天水町部田見 2 1 6 2 番地
理事	西山 利修	玉名郡長洲町大字上沖洲 2 5 9 番地 2
監事	平田 恵一	玉名市岩崎 8 8 2 番地
監事	中川 弘之	玉名市岱明町下沖洲 8 4 7 番地
監事	菊川 和彦	玉名市横島町横島 1 1 4 2 3 番地 3
就任		
理事	浦田 勝	玉名市岱明町野口 2 0 7 7 番地 2
理事	津田 征士郎	熊本市河内町白浜 8 7 4 番地
理事	一瀬 重隆	玉名市川部田 3 2 6 番地 1
理事	田畠 久吉	玉名市伊倉南方 1 2 7 0 番地 2
理事	小山 勝良	玉名市横田 3 6 6 番地 1
理事	嶋村 勝博	玉名市小島 1 0 7 8 番地
理事	蓑田 凱彰	玉名市大浜町 2 4 2 4 番地
理事	蓑田 誠一	玉名市大浜町 3 7 6 3 番地 2
理事	大廣 吉春	玉名市中 1 4 1 6 番地
理事	村田 俊輔	玉名市小浜 5 9 8 番地
理事	田上 勇	玉名市滑石 1 3 8 0 番地
理事	田畠 浩士	玉名市岱明町山下 1 0 0 9 番地
理事	北川 康幸	玉名市岱明町浜田 2 8 3 6 番地 3
理事	岡本 光次	玉名市岱明町鍋 1 7 3 2 番地
理事	木村 忠之	玉名市横島町横島 9 3 8 1 番地
理事	松永 敏夫	玉名市横島町横島 2 9 1 3 番地
理事	本島 進勝	玉名市伊倉南方 1 1 6 4 番地
理事	森山 重則	玉名市横島町大園 3 1 番地
理事	荒木 伸一	玉名市天水町部田見 6 2 5 番地
理事	岩下 一也	玉名市天水町小天 2 7 8 番地 2
理事	池本 重徳	玉名郡長洲町腹赤 8 9 番地 1
理事	薄田 一敏	玉名市横島町共栄 4 0 4 番地 1
監事	中川 弘之	玉名市岱明町下沖洲 8 4 7 番地
監事	菊川 和彦	玉名市横島町横島 1 1 4 2 3 番地 3
監事	田中 正通	玉名市大浜町 2 2 4 8 番地 2

熊本県公告第541号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による届出があつたので、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

平成22年10月1日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ダイレックス大津店

菊池郡大津町大字大津字鍛冶ノ上 1 2 8 6 番 1 号ほか

2 大規模小売店舗を設置し、小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称及び代表者氏名	住 所
ダイレックス株式会社 代表取締役 大嵩秀昭	佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬 9 3 0 番地

- 3 大規模小売店舗の新設をする日
平成 23 年 3 月 11 日（希望予定日）
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,775 平方メートル
- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
- (1) 駐車場の位置及び収容台数
建物東側 65 台
 - (2) 駐輪場の位置及び収容台数
建物東側 24 台
 - (3) 荷さばき施設の位置及び面積
建物北側 40 平方メートル
 - (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
建物内北側 31 立方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
午前 10 時から午後 10 時まで
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前 9 時 30 分から午後 10 時 30 分まで
 - (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
3箇所 建物敷地南側及び北側
 - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前 6 時から午後 10 時まで
- 7 届出年月日
平成 22 年 9 月 14 日
- 8 届出の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工労働局商工振興金融課及び菊池地域振興局総務振興課
平成 22 年 10 月 1 日から平成 23 年 2 月 1 日まで

熊本県公告第 542 号

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。

平成 22 年 10 月 1 日

熊本県知事 蒲島 郁夫

- 1 築造者の住所 菊池郡菊陽町光の森四丁目 3480 番地 1
- 2 築造者の氏名 永江開発株式会社
- 3 道路の位置 合志市幾久富字中沖野 1758 番地 801
- 4 道路の幅員 5.00 メートル
- 5 道路の延長 29.66 メートル
- 6 指定年月日 平成 22 年 9 月 15 日
- 7 指定番号 熊本県指令菊池景建第 77 号

熊本県公告第 543 号

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。

平成 22 年 10 月 1 日

熊本県知事 蒲島 郁夫

- 1 築造者の住所 熊本市田迎五丁目 4 番 6 号
- 2 築造者の氏名 TAKASUGI 株式会社
- 3 道路の位置 宇土市北段原町字島ノ内 54 番 4
- 4 道路の幅員 5.02 メートル
- 5 道路の延長 47.06 メートル
- 6 指定年月日 平成 22 年 9 月 17 日
- 7 指定番号 熊本県指令宇城景建第 14 号

熊本県公告第 544 号

職業能力開発促進法（昭和 44 年法律第 64 号）第 30 条の規定により実施した平成 22 年度職業訓練指導員試験の合格者は、次のとおりである。

平成 22 年 10 月 1 日

熊本県知事 蒲島 郁夫

平成 22 年度職業訓練指導員試験合格者

受験番号	1、2、3
------	-------

熊本県公告第 545 号

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により嘉島町長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があつたので、同条第 3 項の規定により公告する。

平成 22 年 10 月 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

作業種類	作業期間	作業地域
公共測量（滝河原土地区画整理事業）	平成 22 年 6 月 1 日から 平成 22 年 12 月 27 日まで	上益城郡嘉島町上仲間、上島地内

登載依頼**熊本県スポーツ振興審議会公告第 1 号**

平成 22 年度熊本県スポーツ振興審議会の会議を次のとおり開催します。

なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおりです。

平成 22 年 10 月 1 日

熊本県教育長 山 本 隆 生

1 開催日時

平成 22 年 10 月 12 日（火）

午後 2 時 30 分から午後 4 時 30 分まで

2 開催場所

県庁本館 5 階 審議会室

3 議題

- (1) 次期熊本県スポーツ振興計画の見直しについて
- (2) その他、報告事項

4 傍聴者の定員

10 人

5 傍聴手続

- (1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において、審議会事務局の許可を得た上で、会議の会場に入ることができる。
- (2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。

6 問い合せ先

熊本県熊本市水前寺 6 丁目 18 番 1 号

熊本県スポーツ振興審議会事務局（熊本県教育庁体育保健課生涯スポーツ係）
(電話 096-333-2710)